

昭和 45 年 1 月

昭和 45 年度の税制改正
に関する答申

税 制 調 査 会

目 次

まえがき

昭和45年度の税制改正に関する答申

第一 国 税	1
一 所得税の減税	1
二 法人税負担の調整合理化	3
三 利子・配当課税の合理化	5
四 租税特別措置の整備合理化	8
五 そ の 他	11
第二 地 方 税	11
一 住 民 税	11
二 固定資産税及び都市計画税	12
三 事 業 税	12
四 電 気 ガ ス 税	12
五 都市税源の充実	13
六 そ の 他	13
第三 税制改正による増減収額試算	14
参 考 資 料	
1 改正案による所得税の課税最低限	17
2 改正案による所得税負担軽減状況	18

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和43年9月新しい委員の任命を行なつて再発足し、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応して税制上とるべき方策」について諮問を受け審議を続けてきた。その後、43年12月には、その審議の一環として「昭和44年度の税制改正に関する答申」を行なつた。
- 2 昭和44年度に入つてから、税制調査会は、新たに三つの部会(第一部会、第二部会及び第三部会)を設けて、引き続き基本的な税制各般の問題について検討を続けてきたが、44年12月には、臨時小委員会を設けて昭和45年度の税制改正の問題について検討を行なつた。
- 3 昭和45年度の税制改正の問題については、上記臨時小委員会の5回にわたる審議と第12回総会の検討を経て、本年1月22日の第13回総会において「昭和45年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 45 年度の税制改正に関する答申

昭和 45 年 1 月 22 日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

税制調査会会長 東 畑 精 一

昭和 45 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

委員	稻川	宮雄	井深	大
○江	上	フジ	大木	正吾
○小	倉	武一	小澤	治郎
○木	下	和夫	○黒川	洸
○河	野	一之	兒玉	忠康
○小	林	與三	重枝	琢巳
	瀬川	美能留	○高橋	長太郎
○館	龍	一郎	○東畑	精一
○友	末	洋治	西澤	権一郎
	長谷川	周重	○原	純夫
○福	良	俊之	藤野	忠次郎
	堀	越禎三	○前田	幸藏
	松尾	金蔵	○松岡	義彦
	森	茂喜	森	昌也
○山	本	進	横田	郁

なお、高橋進太郎及び長谷川重三郎は途中辞任し、西澤権一郎及び横田 郁がこれに代わり委員に委嘱された。

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

当調査会は、昭和43年9月内閣総理大臣より「社会経済の進展に即応して税制上るべき方策」について諮問を受け審議を続けてきた。この諮問に応えて、今後の税制の新しい目標を見いだすには、なおある程度の時日を要するものと考えられるが、近来の社会・経済情勢の動向と税制のあり方についてこれまでの議論を踏まえ、当面、昭和45年度の税制改正においては、次の3点を重点的にとりあげて、緊急にその実現を図るべきものと考える。

すなわち、第一には、近来の高い経済の成長に伴い累進構造による所得税の負担が急速に増加する傾向がある点等を重視して、所得税及び住民税の大幅な減税を実施することである。第二には、民間設備投資の急速な拡大に比して、社会資本の充実が相対的に遅れているという事情を踏まえ、近來の持続的好況に示される法人所得の着実な増加に対応して、法人税負担の若干の増加を求めることがある。第三には、税制は常に国民に信頼されるものでなくてはならないとの見地から、多年にわたり存続してきた利子・配当課税の優遇措置について、制度の改正が国民の貯蓄態度に与える心理的影響に配意しつつ、その整理合理化のため一歩を踏み出すことである。

当調査会は、このような考え方に基づき、昭和45年度の税制改正に当たつて、当面の経済・社会情勢に即応するよう、次のとおり、国税については、所得税の減税、法人税負担の調整合理化、利子・配当課税の特例をはじめとする租税特別措置の整備合理化等を行ない、地方税については、住民税の軽減等地方税負担の軽減合理化の措置を講ずべきであると考える。

第一 国 税

一 所得税の減税

わが国の所得税は、現行所得税制に内在する累進構造と高い経済成長とによって、その負担が一般に予想される以上に急速に累増する傾向を有している。したがつて、常時、所得や物価の水準の上昇に見合つて、控除及び税率の見直しを行ない、所得税の負担の軽減に努める必要がある。

特に、近年における減税が諸控除の引上げを中心として行なわれてきたため、現行の所得税制は、最近までの所得水準の急激な上昇や所得階層分布の大幅な変化に即応していない点があり、昭和44年度においては、このような事情を考慮して、給与所得控除の適用範囲及び税率の改正が行なわれ、当調査会の昭和43年7月の「長期税制のあり方についての答申」が望ましい姿として具体的に内容を示している所得税の改正の一部が実現された。

昭和45年度においては、上記答申を離れて一層大幅な所得税の減税を行なうべきであるとの意見も一部に強いが、現時点における所得水準、財政事情等を総合的に判

断して、この際、上記答申が具体的な内容を示している所得税の改正のすべてを完全に実現することが適当である。

このような考え方に基づき、昭和45年度においては、次のとおり、課税最低限の引上げとあわせて、給与所得控除及び税率について所要の改善措置を講ずることとする。

(1) 所得控除の引上げ

中小所得者の所得税負担の緩和を図るため、夫婦子3人の給与所得者の課税最低限を10万円程度引き上げることを目途として、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 础 控 除	17万円	18万円
配 偶 者 控 除	17万円	18万円
扶 養 控 除	10万円	12万円

(2) 給与所得控除の拡充

中堅給与所得者層における所得税負担の累増を緩和するため、給与所得控除を次のように改める。

定額控除後の金額	現 行	改 正 案
80万円まで	20 %	20 %
100万円まで	15 %	
200万円まで	5 %	10 %
300万円まで	2.5 %	5 %

(3) 税率の緩和

課税最低限の引上げ及び給与所得控除の拡充と関連し、主として中堅以下の所得者層の負担軽減を図るため、税率を次のように改める。

現 行	改 正 案
30万円以下の金額 10 %	30万円以下の金額 10 %
60 ♂ 14 ♂	60 ♂ 12 ♂
100 ♂ 18 ♂	90 ♂ 14 ♂
150 ♂ 22 ♂	120 ♂ 16 ♂
200 ♂ 26 ♂	150 ♂ 18 ♂
250 ♂ 30 ♂	200 ♂ 21 ♂
300 ♂ 34 ♂	250 ♂ 24 ♂
400 ♂ 38 ♂	300 ♂ 27 ♂
500 ♂ 42 ♂	350 ♂ 30 ♂

現 行		改 正 案	
700万円以下の金額	46%	400万円以下の金額	34%
1,000	50%	500	38%
2,000	55%	600	42%
3,000	60%	800	46%
4,500	65%	1,000	50%
6,500	70%	2,000	55%
6,500万円超の金額	75%	4,000	60%
		6,000	65%
		8,000	70%
		8,000万円超の金額	75%

(4) その他の人的控除の引上げ

- ① 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ10万円(現行9万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を14万円(現行13万円)に引き上げる。
- ② 配偶者のいない世帯の1人目の扶養親族に係る扶養控除を13万円(現行11万円)に引き上げる。

(5) そ の 他

- ① 医療費控除について、実情に即するようその改善拡充を図る。
- ② 資産所得について合算課税を行なう場合の最低限度額を500万円(現行300万円)に引き上げる。
- ③ 退職金の支給額が前職を通ずる勤続年数を基礎として算定されている場合の退職所得控除額の算定方法につき、所要の合理化を行なう。
- ④ 法人税負担の調整合理化の内容に準じ、退職給与引当金の合理化、完成工事補償引当金(仮称)の創設及び耐用年数の短縮等の改正を行なう。

(注) 上記(1)から(4)までの改正は、昭和45年4月1日から実施するものとする。

二 法人税負担の調整合理化

1 法人税負担の引上げ

企業課税の中心をなす法人税において、法人の支払配当に対する課税の方式をいかにすべきかという問題については、その方式を基本的に変更する場合には、個々の企業の税負担に相当大きな変動が生ずることとなるので、そのような課税方式の変更が及ぼす効果等につきなお慎重な審議を重ねたうえで結論を出すべき問題であり、引き続き検討を加えることとするが、昭和45年度においては、この問題を離

れて、次のような観点から法人税負担の引上げを行なうべきである。

すなわち、わが国の法人税負担は、昭和27年に引き上げられて後は一貫して引下げの方向で推移してきたが、特に昭和39年度以降はかなり急速なテンポで法人税率の引下げが行なわれてきている。なかんずく、昭和41年度における引下げは、不況対策の一環として行なわれたものであり、その後わが国経済は順調かつ急速な回復を遂げ、今日まで企業活動は他に類例をみないほどの好況を持続している。このような点からすれば、この際、法人税負担の若干の増加を求めることが、今後の弾力的な財政運営のためにも適当であると考えられる。

特に、昭和45年度においては、著しい所得水準の上昇に対処して個人の所得税負担の累増傾向を緩和するため所得税について減税を行なうことが必要であり、一方、公債発行額を縮減して財政体質を改善するという要請も強い。このような状況下でなお必要とされる財政需要を充足するため財源の充実を図るとすれば、個別消費税体系のもとにおける既存の間接諸税の増徴に当面限度があると認められる現在、法人企業に若干の税負担の増加を求める以外に途はないものと認められる。

したがつて、昭和45年度の税制改正においては、2年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち留保分についての法人税の負担を現行の5%増に引き上げることとする。ただし、中小法人の所得のうち年所得300万円以下の部分の税負担については、特に現状のまますえ置くこととする。

2 同族会社課税の軽減合理化

(1) 留保所得課税の軽減

中小法人の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を、所得金額の35%(現行30%)又は200万円(現行150万円)のいずれか大きい金額に引き上げる。

(2) 中小企業の経営の実態に即して同族会社の定義を改正し、同族会社とされるものの範囲を縮減する。

(3) 同族会社の使用人兼務役員の賞与について、損金算入を認める範囲を拡大する。

3 引当金制度の拡充合理化

(1) 退職給与引当金の合理化

退職金支給の実情にかんがみ、退職給与引当金を引き当てる場合の給与総額基準による引当限度額を、給与総額の6%(現行4%)相当額に引き上げる。

(2) 完成工事補償引当金の創設

会計慣行の慣熟の程度にかんがみ、建設工事の完成後の補償等のため、客観的

経験値に基づいて翌期以降に支出されることが確実に予定される費用に相当する金額を、完成工事補償引当金(仮称)として引き当てる制度を創設する。

4 耐用年数の短縮

企業の設備の近代化を図り、内部留保の充実に資するため、一部の減価償却資産の耐用年数を短縮する。

5 そ の 他

税制の簡素化を図り、納税者の便宜に資するため、次の措置を講ずる。

- (1) 法人の資産に計上しないことができる減価償却資産(繰延資産を含む。)の基準を5万円(現行3万円)に引き上げる。
- (2) 法人税の中間申告書の提出不要限度を5万円(現行3万円)に引き上げる。

三 利子・配当課税の合理化

1 利子・配当所得の税制上の優遇措置は、貯蓄奨励の観点から多年にわたり継続されてきた特別措置である。それだけに、制度の改廃が預金者心理や貯蓄の動向に対して与えるかもしれない不測の影響について慎重な考慮を要する問題であり、当面は、現行の特例をそのまま維持すべきであるとする意見もある。

しかしながら、所得税が納税者の担税力に適合した近代的な租税とされるのは、すべての所得を総合してそこに担税力の基準を見いだし、これに累進税率を適用することを前提としているからであつて、利子所得の分離課税の措置は、累進税の機能を減殺し、所得税負担の公平をそこなうという見地から批判の多い制度であるといわざるを得ない。

一方、貯蓄の増加が個人可処分所得の増加と密接に関連していることには、ほぼ異論がないと認められる。その意味で、中堅所得層の税率の大幅緩和を含む昭和45年度の所得税の減税は、個人可処分所得の増加を通じて貯蓄の増加に相当寄与し得るものと期待してよいと考えられる。したがつて、この際、期限の到来する特別措置をそのまま延長することなく、利子所得に対する課税の特例については、総合課税の本則に復帰することを基本的方向としつつ、制度の改正が国民の貯蓄態度に与える心理的影響をも配慮して、漸進的にその改善合理化を図ることとし、配当所得に対する課税の特例についても、それに見合つた所要の改善合理化を図ることが適当であると考える。

以上の考え方に基づき、昭和45年度においては、次のとおり漸進的な改善合理化を行なうこととする。

(1) 利子課税の特例

利子課税に関する特別措置について、次のとおり改正を行なう。

- ① 利子に対する源泉徴収税率の軽減の特例(15%:本則20%)の適用期限を5年間延長する。
- ② 定期預金、貸付信託、金銭信託及び公社債等の資産性の強い貯蓄(勤務先預金を含む)に係る利子については、原則として総合課税の対象とするが、新たに源泉選択制度を創設し、昭和46年1月1日以後5年間に支払いを受けるべき利子について25%(昭和46年及び昭和47年の2年分については、経過的に20%)の税率による源泉分離課税を選択できることとする。
- ③ 普通預金その他の要求払預金に係る利子については、現行の分離課税制度に代え、新たに申告不要制度を創設し、昭和46年1月1日以後5年間に支払いを受けるべき利子について適用する。
- ④ 利子の支払調書は、上記②及び③の改正と関連して、次に掲げる利子については、その提出を要しないこととする。
 - (イ) 少額非課税貯蓄の対象である預貯金等の利子
 - (ロ) 源泉選択の対象となつた利子
 - (ハ) 普通預金その他の要求払預金の利子

なお、少額非課税貯蓄の手続の簡素化及び上記の制度の改正に伴う実施の細目については、制度改正までに十分慎重に検討すべきである。また、現に非課税とされている郵便貯金については、その運用の実態に常に注意を払い、利子所得者相互間に実質的な不均衡が生じないよう配意すべきである。

(2) 配当課税の特例

配当課税に関する特別措置については、利子課税に関する特別措置についての上記の改正に対応して、次のとおり改正する。

- ① 配当に対する源泉徴収税率の軽減の特例(15%:本則20%)の適用期限を5年間延長する。
 - ② 配当に対する源泉選択制度については、その適用税率を25%(現行20%)に引き上げてなお適用期限を5年間延長するが、昭和47年12月31日までに支払いを受けるべき配当については、経過的にその適用税率を現行どおり20%とする。
 - ③ 少額配当の申告不要制度の適用期限を5年間延長する。
- 2 配当控除制度は、従来、法人を株主の集合体と観念し、法人税を個人株主の所得税の前払いとみる考え方を前提として、法人と個人株主を通ずる二重課税を調整するための措置として説明されてきている。したがつて、これまで、この制度は法人税制の考え方と関連する問題として取り扱われてきており、配当控除制度の変更

は、当然に法人税の課税方式の変更を伴うものであると考えられてきた。もつとも、この制度の従来の変遷をみると、配当控除率の改正と法人税の改正とが常に直接に関連づけられてきたとも言い切れない。

ところで、近年、この制度の適否や効果について、制度的な観点と負担公平の角度の双方から疑問が提出されている。

まず、法人税は個人株主の所得税の前払いであるという前提について、法人税を株主が負担しているという意識が一般には必ずしも強いとはいえず、法人税は法人独自の負担であり、配当控除は株主個人の恩典であるとする見方の方がむしろ一般的ではないかと思われる。

また、法人税率や配当率の推移等からみて、法人の所得のうちの支払配当分に対する法人税が実際に株主に転嫁され二重課税が生じていることを実証することには困難があるとして、この制度をささえる前提についても疑問が表明されているほか、かりに法人税の一部が株主の負担となつていても、同様に他の部分が被用者や消費者等に転嫁しているとすれば、株主だけに調整措置を講じていることは適当でないとする意見もある。

さらに、負担公平の観点からは、現在の配当控除制度のもとにおいては、配当のみの所得者は、他の所得者に比して所得税の非課税の限度が相対的にかなり高いものとなるという結果をとらえて、この制度は配当所得者を不当に優遇するものであるとの批判が絶えないことも事実である。

一方、わが国の所得税については、昭和44年度に引き続き昭和45年度においても相当大幅な税率の緩和を行なう必要がある。この両年度にわたる税率の軽減の結果、配当だけの所得者の所得税の非課税の限度が飛躍的に上昇し、他の所得者に比べて所得税が軽減される度合いが大幅に拡大するという思わざる附隨的な効果が生ずることになるので、昭和45年度の税制改正に際して、配当控除制度についてなんらの措置も講じないでおくことは好ましくないと判断せざるを得ない。

しかしながら、この時点においてただちに配当控除制度を基本的に廃止する方向に踏み切ることとするには、個人類似法人の取扱いや法人間配当の処理についても最終的な判断を下す必要がある等なお検討を要する問題が残されている。

以上の諸点を総合的に判断して、この際、昭和45年度の税制改正においては、配当控除率を課税総所得金額1,000万円以下の部分については10%（現行15%）、同1,000万円を超える部分については5%（現行7.5%）に引き下げることとする。ただし、制度の変更に伴う税負担の変動を緩和するため、利子・配当課税の特例の改正についての前記1の経過措置の例にならい、昭和46年分及び昭和47年分の所得

税についての配当控除率は、課税総所得金額1,000万円以下の部分については12.5%，同1,000万円を超える部分については6.25%とする。

四 租税特別措置の整備合理化

租税特別措置については、その政策目的の合理性、政策手段としての有効性及び負担公平を阻害する程度等を厳密に比較検討し、制度の既得権化や慢性化を排除し、常にその流動的改廃に努めることを基本とすべきである。このような見地からすると、現在期限を付されていない特別措置は、ともすればその適否を再検討することなく慢然と存続されるおそれがあるので、これについて新たに期限を付することを検討することが望ましい。

また、新たに税制上の誘導措置を講ずる場合においても、名目的な政策目標のもとにいたずらに措置の数をふやすことなく、真に緊急に必要とされるものについて重点的に措置することとし、かつ、新規の措置の創設及び既存の措置の拡充を行なう場合には、既存の措置の整理合理化に伴う増収額の範囲内の規模にとどめることが必要である。

さらに、租税特別措置の方式としては、税額控除及び所得控除は最終的な負担の軽減となつて負担の公平を阻害する程度が著しく、補助金と同様の性格を持ちながらも補助金におけるような個別的な審査が行なわれないという問題もあるので、できるだけその縮減合理化を図ることとし、課税の繰延べ効果を有する特別償却や準備金等の活用を図ることが適当である。

以上の基本的な考え方に基づき、昭和45年度においては、当面の経済・社会情勢に即応し、企業体質の強化、中小企業対策、公害防止・過密過疎対策、住宅対策、基礎資源の開発、情報化の促進等を中心として所要の措置を講ずることとする。一方、既存の特別措置のうち、すでにその政策目的を果たしたと認められ、又は政策手段として期待された効果を必ずしもあげていないと認められるものは、適用期限の到来とともに廃止する。

(1) 企業体質の強化

当面の経済情勢にかんがみ、企業体質の強化に資するため、次の措置を講ずる。

- ① 重要産業用合理化機械等の初年度4分の1特別償却について、対象となる設備の範囲を拡充する。
- ② 法人が2年内に産業体制の整備に資する合併を行なつた場合に、合併後一定期間(たとえば3年)、合併による資本増加の割合に応じて割増償却を認める制度を創設する。
- ③ 合併の場合の登記について登録免許税を軽減する制度の適用期限を2年間延長

する。

(2) 中小企業対策

中小企業対策として、前記二の1及び2の措置のほか、中小企業の設備の近代化、内部留保の充実及び構造改善に資するため、次の措置を講ずる。

- ① 中小企業用合理化機械等の初年度3分の1特別償却について、対象となる設備の範囲を拡充する。
- ② 「下請企業振興法」(仮称)の制定に伴い、現行の中小企業構造改善準備金制度に準ずる下請企業振興準備金制度を創設する。
- ③ 中小企業者の貸倒引当金の繰入限度額の特例制度の適用期限を2年間延長する。
- ④ その他中小企業対策として設けられている次の諸制度の適用期限等をそれぞれ2年間延長する。
 - (イ) 中小企業構造改善準備金制度の適用期限
 - (ロ) 中小企業者の機械等の5年間3分の1割増償却制度についての中小企業近代化促進法による指定業種の指定期間
 - (ハ) 中小企業団体の組織に関する法律に基づき承認を受けた協業組合の現物出資の課税の特例制度の適用期限
 - (ニ) 中小企業者である協同組合等の組合員が集団化のため組合から取得する土地の登記についての登録免許税を軽減する制度の適用期限

(3) 公害防止及び過密過疎対策

公害防止及び過密過疎対策に資するため、次の措置を講ずる。

- ① 間接重油脱硫装置及び粉じん防止施設について、初年度3分の1の特別償却を認める。
- ② 特定ガス導管工事償却準備金制度を創設する。
- ③ 産炭地域の工業用機械等の初年度3分の1特別償却の対象となる設備の範囲を拡充する。

(4) 住 宅 対 策

当面の住宅対策の緊要性にかんがみ、次の措置を講ずる。

- ① 住宅貯蓄控除制度の適用期限を2年間延長する。
- ② 給与所得者等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例制度の適用期限を2年間延長する。
- ③ 特定住宅地造成事業に係る譲渡所得の特別控除制度の適用期限を2年間延長する。

④ 耐火建築物の5年間10割増償却制度については、その内容を合理化したうえ、その適用期限を2年間延長する。

⑤ プレハブ製品製造設備について初年度4分の1の特別償却を認める。

(5) 基礎資源の開発

基礎資源の開発に資するため、次の措置を講ずる。

① 現行の海外投資損失準備金制度に準ずる石油開発投資損失準備金制度を創設する。

② 探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費の特別控除制度については、とりあえず、その適用期限を1年間延長し、その間、制度の合理化について検討する。

(6) 情報化の促進

電子計算機の利用を促進し、経営管理の効率化等を図るため、次の措置を講ずる。

① 一定の電子計算機について初年度5分の1の特別償却制度を創設する。

② 現行の電子計算機買戻損失準備金制度について、その繰入限度を電子計算機の販売金額の100分の15(現行100分の10)に引き上げる。

(7) 技術開発の促進

技術開発の促進に資するため、試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用期限を2年間延長する。

(8) 流通近代化対策

流通機構の近代化に資するため、次の措置を講ずる。

① 卸・小売業者のラック用搬出入装置及び商品仕訳コンベアー装置について、初年度4分の1の特別償却を認める。

② 営業用倉庫の5年間10割増償却制度について、内容を合理化のうえ、その適用期限を2年間延長する。

(9) そ の 他

① 民間外貨債の利子の非課税制度及び利付外貨債の発行差金の非課税制度の適用期限を2年間延長する。

② 株式売買損失準備金制度の適用期限を2年間延長する。

(10) 既存の特別措置の廃止

次に掲げる特別措置は、適用期限の到来とともに廃止する。

① 資本構成を改善した場合の法人税額の特別控除制度

② 特定の設備を廃棄した場合の法人税額又は所得税額の特別控除制度(すでに特定産業として指定されている業種に属する企業については、所要の経過措置を講

する。)

- ③ 合併をした場合の法人税額の特別控除制度（すでに特定産業として指定されている業種に属する企業については、所要の経過措置を講ずる。）
- ④ 日本万国博覧会出展準備金制度
- ⑤ 特定織布業構造改善準備金制度（今後、一定期間内に承認を受けた特定織布業構造改善事業計画に基づく積立てについては、所要の経過措置を講ずる。）
- ⑥ 海運業の再建整備に関する臨時措置法に基づく海運業の再建整備の場合の償却不足額の繰越期間及び登録免許税の特例制度
- ⑦ 事業協同組合等の共同教育施設の割増償却制度
- ⑧ 事業協同組合等から組織変更した協業組合の課税の特例制度
- ⑨ 中小漁業振興特別措置法に基づく指定業種に係る課税の特例制度

五 そ の 他

- (1) 現行の物品税の暫定的減免措置の適用を受けているトランジスター・テレビ等8品目については、その生産及び消費等の実情に照らし、すみやかに本則税率を適用するよう所要の調整措置を講ずる。
- (2) 相続税の納付のために相続財産を処分した場合の譲渡所得課税について、所要の負担調整措置を講ずる。
- (3) その他所要の税制の整備を図る。

第二 地 方 税

一 住 民 税

最近における国民生活水準の推移、住民税負担の状況等からみて、住民税については、引き続き負担の軽減を行なう必要があると認められるが、昭和45年度においては、次のとおり課税最低限の引上げ等の措置を講ずることとする。

(1) 基礎控除等の引上げ

住民税の負担の軽減を図るため、課税最低限の引上げを行なうものとし、昭和44年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げによる負担の軽減のほか、所得控除を次のとおり引き上げる。

項 目	現 行	改 正 案
基 础 控 除	12 万円	13 万円
配 偶 者 控 除	10 万円	11 万円
扶 養 控 除	6 万円	8 万円

(2) 医療費控除の控除限度額の引上げ

医療費控除の控除限度額を30万円(現行15万円)に引き上げる。

(3) 障害者、寡婦控除等の引き上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ8万円(現行7万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を10万円(現行9万円)に引き上げる。

また、配偶者がいない世帯の1人目の扶養控除を9万円(現行8万円)に引き上げる。

(4) 障害者、寡婦等の非課税限度の引き上げ

障害者、寡婦等の非課税限度を32万円(現行30万円)に引き上げる。

二 固定資産税及び都市計画税

1 土地に係る固定資産税については、来年度の評価替えの結果をそのまま税負担に反映させることは適当でないので、前年度の税負担を基礎として、税負担の激変を緩和しつつその均衡化を図る調整措置を講ずる。なお、固定資産税の税率については、土地価格の動向、負担調整に伴う税負担の状況等を考慮して、引き続き検討することとする。

2 上記の激変緩和措置は、土地に対する各年度分の固定資産税額について、昭和45年度分の評価額の昭和38年度分の評価額に対する上昇率に応じて4段階(3倍未満、3倍以上8倍未満、8倍以上25倍未満、25倍以上)に区分し、その区分に応じて、毎年度、それぞれ前年度の税負担の1割増、2割増、3割増、4割増を限度とすることとする。

3 土地に係る都市計画税については、税負担の激変を緩和するよう調整措置を講ずることとし、昭和45年度分及び昭和46年度分の都市計画税額は、昭和45年度分の評価額の昭和44年度分の評価額に対する上昇率に応じて3段階(2倍未満、2倍以上4倍未満、4倍以上)に区分し、その区分に応じて、それぞれ前年度の税負担の3割増、6割増、9割増を限度とすることとする。

4 市街化区域内で市街地としての環境が整備された地域にある農地については、近傍宅地と評価の均衡を図ることが適当であるので、市街化区域の設定の状況等をも考慮しつつ、その具体化の方法を検討することとする。

なお、一般農地に係る固定資産税及び都市計画税については、その負担の特例を廃止すべきであるという意見もあるが、当分の間、昭和38年度の税負担をすえ置くこととすることもやむをえないと考える。

三 事 業 税

個人事業者の負担の軽減を図るために、事業主控除を32万円(現行27万円)に引き上げる。

四 電 気 ガ ス 税

電気ガス税の負担の軽減を図るために、電気に係る免税点を600円(現行500円)に、

ガスに係る免税点を1,200円(現行1,000円)に引き上げる。

五 都市税源の充実

都市税源の充実については、「長期税制のあり方についての答申」において市町村特に都市の地方税の充実に留意する必要があるとされているが、その趣旨を実現するため市町村民税法人税割の増強を含めてその具体策を検討すべきである。

六 そ の 他

上記のほか、地方税制について、所要の整備合理化を図る。

第三 税制改正による増減収額試算

(単位 億円)

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税・地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
(国 税)						
1 所 得 税 減 税						
(1) 基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除、障害者控除等の引上げ	1,695	1,431	—	—	1,695	1,431
(2) 税 率 の 緩 和	1,810	990	—	—	1,810	990
小 計	3,005	2,421	—	—	3,005	2,421
(3) そ の 他	10	9	—	—	10	9
計	3,015	2,430	—	—	3,015	2,430
2 法人税負担の調整合理化						
(1) 法人税負担の引上げ	+968	+629			+968	+629
(2) 同族会社の留保所得課税の軽減	108	9	16	1	124	10
(3) 同族会社の役員賞与の損金算入範囲の拡大	33	3	16	2	49	5
(4) 引当金制度の拡充合理化	60	7	30	3	90	10
計	+767	+610	62	6	+705	+604
3 利子・配当課税の合理化						
(1) 利 子 等	+114	+30			+114	+30
(2) 配 当	+48	0			+48	0
計	+162	+30			+162	+30
4 租税特別措置の整備合理化等						
(1) 企 業 体 質 の 強 化	67	17	33	9	100	26
(2) 中 小 企 業 対 策 の 拡 充	8	3	4	1	12	4
(3) 公害防止、過密過疎、住宅対策の拡充	8	4	3	2	11	6
(4) 基礎資源の開発促進	11	6	6	3	17	9
(5) 情 報 化 の 促 進 等	28	13	14	6	42	19
小 計	122	43	60	21	182	64
(6) 既存の特別措置の廃止	+107	+43	+6	+3	+113	+46
計	15	0	54	18	69	18
5 物品税の暫定措置の整理	+80	+53	—	—	+80	+53
国税の改正による増減収額合計	2,021	1,737	116	24	2,137	1,761

改 正 事 項	国 税		地 方 税		国税・地方税計	
	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度	平 年 度	初 年 度
(地 方 税)						
1 個人住民税減税						
(1) 課税最低限の引上げ	—	—	679	644	679	644
(2) 障害者、寡婦控除の引上げ等	—	—	10	10	10	10
小 計	—	—	689	654	689	654
2 個人事業税減税						
事業主控除の引上げ	—	—	48	45	48	45
3 電気ガス税の免税点の引上げ	—	—	13	10	13	10
地方税の改正による増減収額 合計	—	—	750	709	750	709
総 計	2,021	1,737	866	733	2,887	2,470

[参 考]

固定資産税、都市計画税の評価替え及び負担調整によるもの

(平年度) (初年度)

(1) 固 定 資 產 税	+ 67	+ 62
(2) 都 市 計 画 税	253	235

(注) 上記の計数は、精査の結果、今後異動を生ずることがある。

參 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限

扶養親族 の構成 分	扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
		配偶者	配偶者 扶養親族 1人	配偶者 扶養親族 2人	配偶者 扶養親族 3人	
現 行		円 328,774	円 550,386	円 681,431	円 807,186	円 935,093
改 正 案	昭和 45 年 分	338,637	570,043	716,052	865,772	1,001,650
	平 年 分	341,925	576,595	729,071	885,301	1,028,674

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。
 2 昭和 45 年分は、諸控除の引上げ額を平年分の 4 分の 3 として計算した。
 3 従来と同様に給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算した。

2 改正案による所得税負担軽減状況

家族の構成		給与の収入金額	50万円	100万円	150万円
		現行	(2.61) 13,060	(6.12) 61,234	(9.43) 141,579
独身者		改正案	昭和45年分	(2.46) 12,310	(5.64) 56,450
		平年分	(2.41) 12,060	(5.49) 54,972	(7.69) 115,448
		軽減額	昭和45年分	750	4,784
		平年分	1,000	6,262	26,131
		軽割減合(%)	昭和45年分	5.7	7.8
		平年分	7.7	10.2	18.5
夫婦配偶者		現行	—	(3.74) 37,434	(7.39) 110,979
		改正案	昭和45年分	—	(3.42) 34,262
		平年分	—	(3.33) 33,372	(5.95) 89,317
		軽減額	昭和45年分	—	3,172
		平年分	—	4,062	21,662
		軽割減合(%)	昭和45年分	—	8.5
夫婦子一人	配偶者扶養親族1人	平年分	—	10.9	19.5
		現行	—	(2.53) 25,310	(6.19) 92,979
		改正案	昭和45年分	—	(2.19) 21,910
		平年分	—	(2.08) 20,810	(4.83) 72,517
		軽減額	昭和45年分	—	3,400
		平年分	—	4,500	20,462
夫婦子二人	配偶者扶養親族2人	軽割減合(%)	昭和45年分	—	13.4
		平年分	—	17.8	22.0
		現行	—	(1.53) 15,310	(4.99) 74,979
		改正案	昭和45年分	—	(1.04) 10,410
		平年分	—	(0.88) 8,810	(3.81) 57,186
		軽減額	昭和45年分	—	4,900
		平年分	—	6,500	17,793
		軽割減合(%)	昭和45年分	—	32.0
		平年分	—	42.5	23.7

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
円 (12.15) 243,088	円 (17.15) 514,710	円 (25.14) 1,257,040	円 (30.91) 2,164,100	円 (36.41) 3,641,500
(10.08) 201,791	(14.18) 425,508	(21.42) 1,071,185	(27.50) 1,925,670	(33.70) 3,370,250
(9.46) 189,372	(13.24) 397,368	(20.20) 1,010,460	(26.37) 1,846,400	(32.80) 3,280,000
41,297	89,202	185,855	238,430	271,250
53,716	117,342	246,580	317,700	361,500
17.0	17.3	14.8	11.0	7.4
22.1	22.8	19.6	14.7	9.9
(10.28) 205,688	(15.45) 463,710	(23.71) 1,185,640	(29.79) 2,085,900	(35.56) 3,556,500
(8.40) 168,066	(12.67) 380,246	(20.03) 1,001,960	(26.84) 1,844,020	(32.81) 3,281,500
(7.84) 156,972	(11.80) 354,168	(18.84) 942,060	(25.19) 1,763,600	(31.90) 3,190,000
37,622	83,464	183,680	241,880	275,000
48,716	109,542	243,580	322,300	366,500
18.3	18.0	15.5	11.6	7.7
23.7	23.6	20.5	15.5	10.3
(9.18) 183,688	(14.45) 433,710	(22.87) 1,143,640	(29.14) 2,039,900	(35.06) 3,506,500
(7.38) 147,620	(11.69) 350,921	(19.14) 957,110	(25.58) 1,791,120	(32.24) 3,224,000
(6.88) 137,664	(10.84) 325,368	(17.92) 896,460	(24.40) 1,708,400	(31.30) 3,130,000
36,068	82,789	186,530	248,780	282,500
46,024	108,342	247,180	331,500	376,500
19.6	19.1	16.3	12.2	8.1
25.1	25.0	21.6	16.3	10.7
(8.08) 161,688	(13.45) 403,710	(22.03) 1,101,640	(28.48) 1,993,900	(34.56) 3,456,500
(6.37) 127,581	(10.76) 322,942	(18.29) 914,900	(24.85) 1,739,510	(31.66) 3,166,500
(5.92) 118,464	(9.96) 298,872	(17.09) 854,980	(23.66) 1,656,400	(30.70) 3,070,000
34,107	80,768	186,740	254,390	290,000
43,224	104,838	246,660	337,500	386,500
21.1	20.0	17.0	12.8	8.4
26.7	26.0	22.4	16.9	11.2

家族の構成		給与の収入金額 区分	50万円	100万円	150万円
夫 婦 子 三 人	配偶者 扶養親族 3人	現行	—	(0.53) 5,310	(4.02) 60,317
		改正案 昭和45年分	—	—	(3.10) 46,568
		平年分	—	—	(2.85) 42,786
		軽減額 昭和45年分	—	5,310	13,749
		平年分	—	5,310	17,531
		軽割減合(%) 昭和45年分	—	100.0	22.8
		平年分	—	100.0	29.1

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 昭和45年分は、諸控除の引上げ及び税率の緩和の幅を平年分の4分の3として計算した。

3 従来と同様に給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものと計算した。

4 ()内は、収入金額100円当たりの税額である。

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(7.02) 140,472	(12.50) 375,082	(21.23) 1,061,960	(27.82) 1,947,900	(34.06) 3,406,500
(5.44) 108,960	(9.91) 297,412	(17.49) 874,650	(24.14) 1,690,060	(31.09) 3,109,000
(5.01) 100,356	(9.12) 273,672	(16.28) 814,180	(22.94) 1,606,000	(30.10) 3,010,000
31,512	77,670	187,310	257,840	297,500
40,116	101,410	247,780	341,900	396,500
22.4	20.7	17.6	13.2	8.7
28.6	27.0	23.3	17.6	11.6

(大藏省印刷局製造)